

# 日常生活等の状況について

記載例

これは、療育手帳の判定を行う際の参考にさせていただくものです。  
 ご本人の普段の状況について、申請される本人、または保護者の方に伺います。  
 次の各項目について、もっとも近いものに ○ をしてください。

本人氏名 秋田 華子 生年月日            年            月            日  
 記入日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 記入者氏名 秋田 太郎(父)

項 目	1	2	3	4	
日常生活の状況	食 事	全面的に介助が必要。	スプーンを使うことができる。コップを持って飲むことができる。	箸を使ってほしいこぼさずに食べることができる。	自分で食事ができ、配膳や片づけをすることができる。
	排 泄	事前に伝えることができない。全面的に介助が必要。	事前に伝えることができるが、一人でトイレに行くことができない。	一人でトイレに行くことはできるが、処理に介助が必要。	ほぼ自分でできる。
	着 脱 衣	全面的に介助が必要。	ボタンが無い等、簡単な服は自分で着たり脱いだりできる。	前後、表裏を間違えることなく、着ることができるが、確認が必要。	ほぼ自分でできる。
	入 浴	全面的に介助が必要。	体を洗うために指示と介助が必要。	体の手の届くところを洗うことはできるが、一部介助が必要。	一人で背中を洗ったり、シャンプーしたりできる。
	公共交通機関の利用	付添があっても利用は難しい。	付添があれば利用できる。	練習すれば乗り換えがない区間を一人で利用できる。	ある程度一人で利用できる。
	言葉の理解	言葉が理解できない。	「だめ」「やめなさい」の指示や身近な言葉はだいたいわかる。	日常生活に関する話は大体理解できる。	新聞や本などを読んである程度内容を理解できる。
	意志表示	自分から伝えることができない。	身振り、手振り、単語で要求や意思を伝えることができる。	言葉で意思を伝えることができる。	文字を使って意思を伝えることができる。
	社会性	周囲の人への関心が薄い。	グループに居ることはできるが、介助する人との関わりが中心。	見守りのあるグループで、仲間と一緒に行動できる。	見守りのあるグループの中で、ある程度役割を持つことができる。
	作 業	できない。	指示があれば、ごく簡単な用事などはできる。	指示や見守りがあれば、簡単な作業はできる。	理解ある職場で働くことができる。
	読み書き・計算	できない。	自分の名前を読むことはできるが、書くことはできない。10以内は数えることができる。	間違いはあっても、言葉や短い文の読み書きはできる。簡単な足し算、引き算はできる。	自分で考えた短い文章を書くことができる。簡単なおつりの計算ができる。
保健・医療の状況	◎現在、治療中の病気がありますか。○をしてください。 <b>ない</b> / <b>ある</b> 「ある」と答えた方 *病名 ( てんかん ) *入院中の方は、入院先などについて教えてください。 病院・科名 (                      病院・医院                      科 ) 時期 (                      年                      月頃～ ) *てんかん発作がある方は、その頻度に○をしてください。 ・毎日      ・週に数回      ・月に数回      ・年に数回				
行動の状況	◎当てはまる (または、近い) ものがあれば○をしてください。 ・異食がある                      ・目的なく歩き回る                      ・じっとしてられない ・自分の体を傷つける                      ・着ているものを破る ・その他 (                      )				
特記事項	◎本人の状況で、気になることや大きな変化があれば記載してください。				